

## 議会運営委員会記録

### ○開催日時

平成30年9月11日 午前9時55分～午前10時20分

---

### ○開催場所

第2委員会室

---

### ○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	福元 光 一
副委員長	持原 秀 行	委員	徳永 武 次
委員	杉 藪 道 朗	委員	成川 幸太郎
委員	永山 伸 一	委員	帯田 裕 達
委員	宮里 兼 実		

---

### ○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 新原 春 二

---

### ○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 大田黒 博

---

### ○その他の議員

議員 坂口 健 太

---

### ○説明のための出席者

総務部長	田代 健 一	水道局長	新屋 義 文
総務課長	平原 一 洋		
文書法制室長	川畑 央	議会事務局長	田上 正 洋
		議事調査課長	砂岳 隆 一

---

### ○事務局職員

事務局長	田上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久保 淳 一
議事調査課長	砂岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
課長代理	瀬戸口 健 一	議事グループ員	藤井 朋 子
主幹兼議事グループ長	久米 道 秋		

---

### ○審査事件等

- 1 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
  - 2 委員長が委員会を欠席した場合の本会議における委員長報告の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一） これより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二） 議会開会中で前半は無事終了しましたけれども、今回、当局のほうから決算議案が提出をされておりますので、その区分けをぜひよろしくお願いをしたいと思います。それから、また協議会の中で、全員協議会の報告、当局から3件、事務局から3件出ておりますので、その協議をお願いします。

それから、委員会条例の委員会の区分けにつきまして、それぞれ各会派の協議を願っておりますので、きょう取りまとめをお願いをしまして、取りまとめが終わりましたら10月4日の上程にしたいというふうに思いますので、御協議よろしくをお願いします。

それから、先ほどからお願いしてありますが、頭出しをしましたが、委員会のインターネット中継の関係につきまして具体的に素案ができましたので、また御議論をいただきたい。また、当局のほうにはまだ予算要求しておりません。協議がまとも次第、当局のほうに予算の要求をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、最後に1点だけ追加をしましたが、先日、市民福祉委員会の委員長が欠席で、副委員長が会議の進行をしていただきました。その関係で、本会議で委員会報告を誰がするかというのがありまして、今まで規定がされておりました。今までに1件はあったんですけど、その件について決めておいたほうがいいのかと思います。その件についてまた提案しましたのでよろしくお願いをいたします。

以上、5件、本日、よろしくをお願いします。

それから、9月3日以降の議長室の動きなんです、それぞれ畜産共進会が、それから各地区予

選が9月6日で終わりました。9月18日に薩摩地区の共進会がありますので、もし暇がありましたら激励方々、お顔を見せていただければありがたいというふうに思います。

それから、市の原子力安全対策連絡協議会がありましたけれども、これについてはまた川内原子力発電所対策調査特別委員会のほうで報告があると思います。

それから、九州電力のほうから豊嶋原子力発電対策本部長が挨拶に見えまして、玄海、川内1号、2号の定期検査が終わりまして、発電を始めますという御報告がありました。

同時に、同じ日に、また別枠で再生可能エネルギーの出力制限に関する説明がありました。もう新聞等でお目通しになったと思いますけれども、こういう資料が来ましたので、一応棚入れをきょういたしました。

中身は、この秋の段階で需要と供給のバランスが崩れてくる可能性が非常に高いということで、電力の供給のほうを上回って、冷房を使わない関係で需要がうんと低くなっていくということ、この高低差がかなりありますと停電を発生をすることがありますので、出力制御をしたいということでありました。

これについては、各風力発電、あるいはまた太陽光発電の事業者の皆さん、発電所の皆さんが今までは24年のFITの法律ができてから、規制をする約束で設置をされているところもありまして、その設置をされている制御を約束をされている方々の制御をやっていくということ、具体的に聞きますと事業者の皆さんには、それなりにもう区分けをして順番を決めて、内部的にはもう承諾されているんだそうです。

だから、やめてここからすんと切るんではなくて、前もってそういう段取りを踏んであって、停電が起きないように方策をしてあるということで、規制がされているということでもあります。その辺は特段問題ないと思いますけれども、やっぱり事業者のほうからは、いつそげんとをされるんだらうかい、いつうちは制御されるんだらうかいということがあられるかもしれません。皆さん御承知をしておいていただいてということで、資料を棚入れしておりますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、いよいよ大綱引きが22日に迫ってきました。決起大会がありまして、上方、下方、それぞれ大将、押大将、五役そろって決起大会がありました。今回から「大綱引きの恋」という、仮称でありますけれども、そういう映画の撮影に入っていくということもあります。ぜひまた市民の皆さんにお知らせをお願いしたいと思います。

以上が、議長室の動きであります。

どうぞ御協議をよろしくお願い申し上げます。

△今期定例会に付議される議案等について

**○委員長（今塩屋裕一）** まず、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

**○事務局長（田上正洋）** 資料1-1、付議事件等区分表（案）及び資料1-2、付議事件一覧をあわせてごらんください。

まず、特別委員会の調査報告が1件ございます。9月18日の本会議において、川内原子力発電所対策調査特別委員会から御報告いただく予定であります。

次に、当局からの報告が3件、報告第13号は、平成29年度決算に係る一般会計継続費精算報告書、報告第14号及び15号は、平成29年度決算に係る地方公共団体の財政健全化法に基づく法定報告であり、いずれも9月18日の本会議において報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は、平成29年度の各会計決算認定議案15件であります。

議案第99号は、一般会計の決算認定議案であり、9月21日から27日の各常任委員会に分割付託してはとを考えます。

議案第100号の簡易水道事業から議案第108号の入来温泉場地区土地区画整理事業までの各特別会計決算認定議案に9件については、26日及び27日の建設水道委員会に、議案第109号の国民健康保険事業から議案第112号の後期高齢者医療事業までの各特別会計決算認定議案4件については、21日及び25日の市民福祉委員会に、議案第113号の水道事業会計の剰余金処分及び決算認定議案については、26日及び27日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

次に、資料1-3、第3回市議会定例会会期及

び会期日程をごらんください。

9月11日に、川内原子力発電所対策調査特別委員会、本日でありますが午後1時半から予定をされております。

また、9月18日の本会議において、各常任委員会から付託事件等審査結果報告がなされ、その後、討論、採決となりますが、発言通告書の提出が9月13日までとなっておりますので、討論通告があった場合には、ファックスによりお知らせをいたします。

最後に、今後提出予定議案ですが、最終日に人事案件6件が予定されているようです。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）** 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審査方法については説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時 4分休憩

~~~~~

午前10時13分開議

~~~~~

△委員長が委員会を欠席した場合の本会議における委員長報告の取扱いについて

**○委員長（今塩屋裕一）** 次に、委員長が委員会を欠席した場合の本会議における委員長報告の取扱いについてを議題とします。

まず、資料がありますので、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（砂岳隆一）** それでは、委員長が委員会を欠席した場合の本会議における委員長報告の取扱いについて御説明をいたします。

資料の5-1をごらんください。

9月7日に開催されました市民福祉委員会にお

きまして、委員長が都合により欠席され、副委員長が職務を代行されましたが、この場合、本会議における委員長報告をどなたが行うのか、明確に規定したものがございません。

つきましては、今後の議事運営に支障を来さないよう、本件の取り扱いを御協議、決定いただき、9月18日の本会議から運用することとしたいと考えてございます。

なお、決定いただきました取り扱いにつきましては、資料5-2のとおり、申し合せ事項に追加して規定することとしたいと考えてございます。

参考をごらんください。

参考といたしまして、自治日報社が発行しております「議員・職員のための議会運営の実際」の中にありました今回の場合の考え方について記載してございます。

まず、①委員会の審査報告につきましては、審査が終了したことから客観化されており、委員長が審査に参加していなくても述べるができること。

次に、②といたしまして、委員長が本会議に出席している以上、委員長に事故があったと見なすことができず、委員長が報告すべきものと解せられてございます。この場合、委員長報告に対する質疑があるときは、委員長が即答することはできないことから、副委員長がかわって答弁することとなります。

その下、アンダーラインの部分になりますが、一方、運営面に配慮し、議会の先例、議運の決定または議決により、例外的に副委員長等に委員長報告をさせる方法は、委員長は審査に参加していないという委員会の審査の実態を重視したものでございますが、委員長は本会議に現に出席していることから、委員長が報告すべきであるとされてございます。

なお、本市議会における類似の事例といたしまして、平成27年第5回定例会、12月定例会でございますが、10月に実施されました議会運営委員会の行政視察の報告を行う際、行政視察をけるため参加されませんでした委員長が行っておられます。

資料5-2をごらんください。

以上のことを踏まえまして、委員長が委員会を欠席された場合の本会議における委員長報告の取

り扱いについて、記載の改正案、「委員長が委員会を欠席した場合であっても、本会議に委員長が出席しているときは、当該委員会の審査結果に係る委員長報告は、委員長が行うものとする。ただし、この場合における委員長報告に対し、質疑があった場合は、副委員長が対応するものとする」との項目を申し合わせ事項に追加規定することとしてはいかがかと考えてございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、委員長が委員会を欠席した場合の本会議における委員長報告の取扱いについては、申し合わせ事項に規定することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように取り扱うことで決定しました。

次に、申し合わせ事項に規定する軽微な文言整備については委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、委員長が委員会を欠席した場合の本会議における委員長報告の取扱いについてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時17分休憩

~~~~~

午前10時20分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）それでは、ここで本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、  
以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 今塩屋 裕 一